

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第八号の五を次のように改める。

八の五 削除

第二条の表の第二十号の二中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この号において「法」という。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この号において「法」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下この号において「省令」という。）」に改め、同号(40)中「(39)」を「(47)」に改め、同号中(40)を(48)とし、(48)の前に次のように加える。

(45) 政令第五条の五の規定による認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受付

(46) 省令第四条の四の四の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知

(47) 省令第五条の五の十一の規定による一般廃棄物処理施設における熱回収に関する

報告書の受付

第二条の表の第二十号の二中(39)を(44)とし、(38)を(43)とし、同号(37)中「(38)」を「(43)」に改め、同号中(37)を(42)とし、(36)を(41)とし、(35)を(40)とし、(34)を(39)とし、(33)を(38)とし、(32)を(37)とし、(31)を(36)とし、(30)を(35)とし、(29)を(34)とし、(28)を(33)とし、(27)を(32)とし、(26)を(31)とし、同号(25)中「(26)から(31)まで及び(34)」を「(31)から(36)まで及び(39)」に改め、同号中(25)を(30)とし、(24)を(29)とし、(23)を(28)とし、(22)を(27)とし、(21)を(26)とし、(20)を(25)とし、(19)を(24)とし、(18)を(23)とし、(17)を(22)とし、(16)を(21)とし、(15)を(20)とし、(14)を(19)とし、(19)の前に次のように加える。

(15) 法第九条の二の三第二項の規定による一般廃棄物の最終処分場に係る廃止の確認

(16) 法第九条の二の四第一項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定

(17) 法第九条の二の四第二項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の更新

(18) 法第九条の二の四第五項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の取消し

第二条の表の第二十号の二(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(8)の前に次のように加える。

(7) 法第八条の二の二第一項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査

第二条の表の第二十号の二中「(33)に掲げる」を「(38)に掲げる」に改め、同表の第二十号の三中(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、同号(19)中「(法第十四条の二第二項に係るものを除く。）」を削り、同号中(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(19)の前に次のように加える。

(18) 法第十四条の二第二項の規定による指定事業場における事故時の状況報告の受付
第二条の表の第二十号の三中「及び(24)」を「及び(25)」に改め、同表の第二十四号(9)中「
廃止、休止若しくは」を削り、同号中(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、同号(27)中「(29)」を「(30)」
に改め、同号中(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)
とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)
を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、同号(10)中「第四十六条第
二項」を「第四十六条第三項」に改め、同号中(10)を(11)とし、(11)の前に次のように加える。

(10) 法第四十六条第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援
事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第二十四号の二(3)中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加え、「(7)
まで、(9)、(11)から(16)まで及び(18)」を「(8)まで、(10)、(12)から(17)まで及び(19)」に改め、同号(6)
中「廃止、休止若しくは」を削り、同号中(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(32)を(33)とし、(31)を(32)
とし、(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、(28)を(29)とし、同号(27)中「重度訪問介護」の下に「、同行
援護」を加え、「(28)から(32)まで」を「(29)から(33)まで」に改め、同号中(27)を(28)とし、(26)を(27)
とし、(25)を(26)とし、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、同
号(19)中「(20)から(26)まで、(33)及び(34)」を「(21)から(27)まで、(34)及び(35)」に改め、同号中(19)を(20)
とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)
を(13)とし、同号(11)中「(12)から(14)まで」を「(13)から(15)まで」に改め、同号中(11)を(12)とし、(10)
を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(8)の前に次のように加える。

(7) 法第四十六条第二項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援
事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表第二十四号の二中「(18)まで及び(27)から(32)まで」を「(19)まで及び(28)から(33)まで
」に改め、同表第三十五号中「(12)、(13)、(15)及び(34)」を「(13)、(14)、(18)、(20)及び(39)」に、「(19)
から(22)まで」を「(20)から(23)まで」に、「(19)、(22)、(24)、(25)、(28)及び(29)」を「(20)、(23)、(25)、(26)、

(29)及び(30)に、「(12)、(15)、(17)、(25)、(31)及び(32)」を「(13)、(16)、(18)、(26)、(32)及び(33)」に改める。
第三条の表第二十二号の二(1)中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

附 則

この条例中第二条の表の第二十号の二の改正規定、同表の第二十号の三の改正規定、同表の第三十五号の改正規定（「(12)、(13)、(15)及び(34)」を「(13)、(14)、(18)、(20)及び(39)」に、「(19)から(22)まで」を「(20)から(23)まで」に改める部分に限る。）及び第三条の表の第二十二号の二の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。